

有害鳥獣被害防止総合対策事業 (狩猟免許取得支援事業) のご活用を！

狩猟免許取得支援事業 ～ 捕獲人材確保育成対策

【対象者】

- 市内に住所を有する当該年度新規狩猟免許取得者

【対象経費・補助率・補助上限額】

対象経費（＊裏面参照）	補助率	補助上限額
①狩猟免許取得費用	全額	20万円以内
②猟銃所持許可関係費用		
③狩猟者登録費用		
④猟銃等購入費用 〔猟銃・ロッカー・わな等〕	1/2以内	

狩猟免許更新支援事業 ～ 捕獲人材確保育成対策

【対象者】

- 市内に住所を有する当該年度狩猟免許更新者、
または、福島県猟友会の市内支部会員

【対象経費・補助金額・補助条件】

- 狩猟免許更新手数料の全額（2種類以内）

捕獲活動技術向上支援事業 ～ 捕獲人材確保育成対策

【対象者】

- 福島県猟友会の市内支部会員

【対象経費・補助金額・補助条件】

- 射撃訓練参加者の費用のうち、1万6千円/人（2回以内/年度）



狩猟免許取得支援事業

[新規狩猟者への初期投資支援]

【補助対象経費】

区分		補助率
1	狩猟免許取得	(全額)
	① 狩猟免許試験申請手数料	
	② 初心者講習受講料	
	③ 医師の診断書料	
2	猟銃所持許可	
	① 初心者講習会申込手数料	
	② 射撃教習資格認定申請手数料	
	③ 戸籍謄本手数料	
	④ 身分証明書手数料	
	⑤ 住民票手数料	
	⑥ 猟銃用火薬類等譲与許可申請手数料	
	⑦ 医師の診断書料	
	⑧ 写真代	
	⑨ 射撃教習費	
	⑩ 実包購入費	
	⑪ 猟銃所持許可申請手数料	
3	狩猟者登録	(全額)
	① 狩猟者登録手数料	
	② 狩猟税	
4	猟銃等購入	(1/2)
	① 銃	
	② ガンロッカー	
	③ 装弾ロッカー	
	④ 洗い矢	
	⑤ 銃カバー	
	⑥ ワナ	

(補助金額) (1 + 2 + 3) + (4 × 1/2) [上限額 : 200,000円]